

## 「盛岡・秋田支社における乗務員基地再編の概要について」

### 盛地申7号 に関する説明申し入れ交渉 **パート ③**

第6項 通勤に伴っての青森駅・新青森駅・弘前駅周辺の駐車場整備の考えを明らかにすること。また、青森運輸区跡地の使用方を明らかにすること。

**【会社】** 本施策に伴い青森駅・新青森駅に駐車場を整備する考えはない。弘前駅周辺の駐車場整備については、秋田支社の判断となる。青森総合事務所の建物及び土地については、業務上の必要性に鑑み、有効活用しているところである。

主な説明された内容

- ・青森駅、新青森駅まで車を使う人は、個人で駐車場を借りてもらう事になる。
- ・弘前運輸区では、前泊や早出に必要な駐車場数台分確保に向けて検討している。
- ・青森総合事務所は、他系統やグループ会社も含め有効活用するよう検討している。
- ・青森総事務所の向かいの土地は、入居する系統の駐車場となると思われる。

第7項 通勤や居住移動に関わる社宅の考え方を明らかにすること。また、弘前に単身赴任する社員に関わる環境整備状況を明らかにすること。

**【会社】** 社宅等及び社員宿泊所等業務・利用規定等に則り扱うこととなる。

主な説明された内容

- ・今施策に伴って寮や社宅の使用期限、引越しなどの取扱いに変更はない。
- ・弘前エリアの社宅の入居率は高い、また寮の整備計画はある。入居する都度判断することになるので、優先されるものではないが、代替も含め必要であれば確保に努めていく。
- ・4月から旅費の制度が変更になるが、4月1日以降の手続きは新制度での取り扱いになる。

第8項 弘前運輸区乗務員への津軽線の教育内容とスケジュールを明らかにすること。

**【会社】** 2019年度下期の教育訓練実施に向けて、関係箇所と検討及び準備を行っているところである。

主な説明された内容

- ・秋ごろを予定。弘前運輸区指導員と津軽線を指導する担当者に対し、青森運輸区乗務員に協力してもらい教育していく。規模は運転士7名程度、車掌6名程度、青森運輸区が乗務する行路のハンドルを借りて教育することを検討している。教育期間は1ヶ月前後を想定。
- ・教育にあたり他支社とのルールの違いは調整しているものもあるが、新たに決めるルールもある。
- ・次期ダイヤ改から運用するワンマン運転に対し、地上設備の整備は盛岡支社で行う。練習運転は盛岡支社の教育内容を準用する。乗務回数は新線5往復が基本。

**ポイント!** 説明交渉で、弘前運輸区乗務員への指導体制や、ワンマン運転の実施に向けた訓練内容など教育に向けて不安が残る内容となっています。津軽線を熟知している青森運輸区の経験を、弘前運輸区へ継承するためにも、9月に異動する青森運輸区社員を頼るべきなど、訴えました。